

市外地域密着型サービス事業者の指定について

1 概要

本市の被保険者が三浦市内の下記認知症対応型共同生活介護事業所のサービス提供を受けることに際し、三浦市長から介護保険法第78条の2第4項第4号による「同意」を受け、当該事業者に対して横須賀市長による「指定地域密着型サービス事業者」の指定を以下のとおり行いました。

2 指定案件

申請者	横浜市青葉区みたけ台5-10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江頭 瑞穂
事業所名称	花物語みうら南
事業所の所在地	三浦市三崎町小網代20-1
介護保険事業所番号	1492700156
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護

3 指定に際する条件について

遵守事項として下記の条件を付しました。

- ① 本件指定は、三浦市長による介護保険法第78条の2第4項第4号による同意（平成23年3月2日付け健事第709号）に基づく本市被保険者（以下「利用者」という。）に対するサービス提供に限るものであること。
- ② 当該利用者に対するサービス提供を終了（契約終了）したときは、遅滞なくその旨を横須賀市長に届け出ること。
- ③ 介護保険法第78条の5第1項の規定に基づいて三浦市長に名称等の変更の届出を行ったときは、遅滞なくその内容を横須賀市長にも届け出ること。